

広島高速5号線シールドトンネル工事に関する「住民代表による意見表明の場」及び 「広島高速5号線トンネル施工管理委員会（第7回委員会）」の開催について

シールドトンネル工事の施工にあたり、地域住民の安全・安心を確保するため、学識経験者からなる「広島高速5号線トンネル施工管理委員会（第7回委員会）」を次のとおり開催します。

また、当委員会の開催に先立ち、委員に対して地域住民の代表が意見を表明する「住民代表による意見表明の場」を設けます。

1 開催日時 令和7年7月9日（水）

(1) 住民代表による意見表明の場

午前11時から正午まで

(2) 広島高速5号線トンネル施工管理委員会（第7回委員会）

午後1時30分から午後3時まで（予定）

2 開催場所

広島ガーデンパレス 2階 孔雀

（広島市東区光町1丁目15-21）

3 審議事項

牛田地区における地表面変位の収束について

4 傍聴手続

(1) 住民代表による意見表明の場

別室において傍聴可能です。

詳細については、別紙1のとおりです。

(2) 広島高速5号線トンネル施工管理委員会（第7回委員会）

会場または別室において傍聴可能です。

詳細については別紙2のとおりです。

○ 問合わせ先

広島高速道路公社 建設部 建設第一課

TEL：（082）508-6855（直通）

「住民代表による意見表明の場」の傍聴を希望される方について

1 傍聴について

当日、意見表明の状況を別室のスクリーンで傍聴することができます。

2 日時

令和 7 年 7 月 9 日（水） 午前 11 時から正午まで（午前 10 時 30 分に開場）

3 傍聴会場

広島ガーデンパレス

（広島市東区光町 1 丁目 15-21）

別室：2 階 朱鷺

4 傍聴定員

別室：80 名

5 傍聴会場への入場について

傍聴人は、事務局の職員の指示に従い傍聴会場に入場してください。ただし、次のいずれかに該当する方は、入場することができません。

- ①酒気を帯びていると認められる方
- ②凶器の類等、他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している方
- ③はち巻、ビラ、プラカード、旗、はり紙、掲示板、のぼり、垂れ幕、メガホン、拡声器等、運営を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している方
- ④その他、円滑な運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる方

6 傍聴人の守るべき事項

「住民代表による意見表明の場」の開催中は、静かに傍聴し、次に掲げる事項を守ってください。

- ①意見表明会場内への立入、意見表明会場前での待機を行わないこと。
- ②談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等、議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- ③傍聴会場内で飲食又は喫煙をしないこと。
- ④傍聴会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- ⑤その他、会場の秩序を乱し、又は運営の妨害となるようなことをしないこと。

7 傍聴人の退場

上記を遵守されない傍聴者は、退室していただくことがあります。また、一度退室を命じられた傍聴人は、傍聴会場に再び入室することはできません。

8 その他

意見表明の場が終了次第、速やかに退室願います。

- ①傍聴会場は 80 席用意していますが、満席となった場合は入室できませんので、あらかじめご了承ください。

「広島高速 5 号線トンネル施工管理委員会（第 7 回委員会）」の傍聴を
希望される方について

1 傍聴について

当日、「広島高速 5 号線トンネル施工管理委員会（第 7 回委員会）」（以下、「委員会」という。）
の状況を会場又は別室のスクリーンで傍聴することができます。

2 日時

令和 7 年 7 月 9 日（水） 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時まで（予定）※午後 1 時に開場

3 傍聴場所

広島ガーデンパレス

（広島市東区光町 1 丁目 1 5 - 2 1）

会場：2 階 孔雀

別室：2 階 朱鷺

4 傍聴定員

会場：2 0 名

別室：8 0 名

5 傍聴手続

- ①会場での傍聴を希望される方は、当日、午後 1 時から午後 1 時 1 0 分の間、会場外のロビーにおいて整理券の発行を行います。
- ②午後 1 時 1 0 分の時点で、希望者が定員（2 0 名）を超えた場合は、整理券の発行を締め切り、その時点で整理券を持っている方全員から、抽選により傍聴人を決定します。
- ③午後 1 時 1 0 分の時点で、希望者が定員（2 0 名）を超えていない場合は、先着順で受け付け、定員になり次第終了します。
- ④抽選に外れた方または先着順により会場での傍聴ができない方については、8 0 名まで別室において委員会の様子をスクリーンで傍聴することが可能です。
- ⑤会場または別室で傍聴を希望される方は、受付において氏名・連絡先の記入をお願いします。

6 会場及び別室への入場について

傍聴人は、事務局の職員の指示に従い会場又は別室に入場してください。ただし、次のいずれかに該当する方は、入場することができません。

- ①酒気を帯びていると認められる方
- ②凶器の類等、他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している方
- ③はち巻、ビラ、プラカード、旗、はり紙、掲示板、のぼり、垂れ幕、メガホン、拡声器等、運営を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している方
- ④その他、円滑な運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる方

7 傍聴人の守るべき事項

委員会の開催中は、静かに傍聴し、次に掲げる事項を遵守してください。

- ①委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- ②談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等、議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- ③飲食又は喫煙をしないこと。
- ④会場及び別室内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- ⑤写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- ⑥その他会場及び別室の秩序を乱し、又は運営の妨害となるようなことをしないこと。

8 傍聴人の退場

上記を遵守されない傍聴人は、退室していただくことがあります。また、一度退室を命じられた傍聴人は、会場及び別室に再び入室することはできません。

9 その他

- ①委員会が終了次第、速やかに退室願います。
- ②別室については80席用意していますが、満席となった場合は入室できませんので、あらかじめご了承ください。